

大分トラック情報



裏川緑地の桜(大分市)

TOPICS・重要なお知らせ

- 臼杵港で新フェリーターミナルの竣工式典でラッピングトラックを展示
- 春の全国交通安全運動が開始
- 2025年度(令和7年度)運行管理者等(基礎講習・一般講習)の開催について



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

☆トピックス

(1) 臼杵港で新フェリーターミナルの竣工式典でラッピングトラックを展示	1
(2) 「物流改正法の施行についての説明会」を開催	4
(3) 令和6年度 防災セミナーを開催	5
(4) 春の全国交通安全運動（広報とらっく掲載）	7
(5) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	8

☆行政だより

(1) 事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の先行実施に関する取扱いについて	10
(2) トラックに開設した不法無線局を摘発	11
(3) ダンプカーに開設した不法無線局を摘発	13
(4) 植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和7年度広報強化週間について ..	15

☆陸災防だより

17

☆大分産業機械技能教習所だより

19

☆お知らせ

(1) NASVAからのお知らせ	20
(2) 2025年度（令和7年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について	21
(3) 2025年度（令和7年度）運行管理者等《一般講習》の開催について	23
(4) 2025年度（令和7年度）運行管理者等《一般講習・動画視聴方式》の開催について	25
(5) 新入会員紹介	27
(6) 会員名簿訂正方をお願い	27
(7) 燃料価格情報	27
(8) 行事予定表	29
(9) 帳票関係FAX注文書	30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

臼杵港で新フェリーターミナルの竣工式典を開催 大分県トラック協会がラッピングトラックを展示

大分県（佐藤樹一郎知事）は3月20日、臼杵市板知屋の臼杵港新フェリーターミナル竣工式典・オープニングイベントを開催した。

平成15年度から、同地区において泊地・航路の安全性や防災機能の向上、増加する貨物需要への対応を目的に、臼杵港港湾改修事業を行い、この度、第Ⅰ期工事が完了した。

臼杵港は愛媛県八幡浜市と結ぶフェリー航路があり、1日14往復しているが、現ターミナルの港内には造船所や漁港もあり混雑しているため、大分県が約500メートル東側に新ターミナルを整備してきた。約6万平方メートルを埋め立て、船舶が停泊するバースは大型化に対応するため、現状より25メートル長い140メートルに伸ばした。今回で完成した埠頭を当面運用し、Ⅱ期計画で2バース体制にする。



竣工式典の最後にくす玉開きでお祝いした

臼杵港新フェリーターミナルで開催された竣工式典には、来賓や関係者などが出席し、盛大に開催された。



桑田副知事

はじめに、主催者を代表して大分県の桑田龍太郎副知事が「臼杵港では愛媛県八幡浜港を結ぶフェリーが1日14便往復されている。近年、東九州自動車道など広域道路ネットワークの整備進展に合わせ、フェリー貨物の需要は年々高まってきている。令和元年は過去最高の5千万トン超を記録するなど、県内トップの貨物量を誇り、四国方面の貨物輸送の中核を担っている。今後は中九州横断道路の整備や物流の2024年問題を背景とした海上輸送のニーズが高まっていくことから、本港が九州の東の玄関口としての人の流れ、物の流れの拠点として発展していくものと大いに期待している。」と佐藤樹一郎県知事の挨拶を代読した。



西岡臼杵市長

続いて、西岡隆臼杵市長が「古くから港町として栄えた臼杵港は海上交通を担う重要な拠点である。新フェリーターミナルの竣工により九州と四国を結ぶ交流・物流拠点の機能に加え、耐震性と防災・災害対応機能を持つ九州の東の玄関口としての重要性がますます高まってくと確信している。年間20万台の車両が利用されて、特に貨物車両の利用が多く、コロナ禍を含めても増加傾向である。物流・運送業界の

働き方改革の推進、ドライバーの負担軽減の面からも九州と四国を結ぶ大切な物流のルートである。Ⅱ期工事についても既に着手しており、早期の完成を目指したい。」と述べた。

次に、広瀬建衆議院議員が「第Ⅱ期工事も始まり、これが完成した暁には臼杵と八幡浜を結ぶフェリー航路が大分県と愛媛県のみならず、九州を結ぶ大動脈となるわけで、これをさらに太くするよう我々全てがそれぞれの立場で応援していきたい。」、吉川元衆議院議員が「私は香川県の出身で、このフェリー航路は年に何度か使っている。使ってみると、八幡浜から中国・関西圏にも近いことを実感する。これを通じて臼杵と八幡浜がさらに発展していくことを期待している。」、衛藤晟一参議院議員が「臼杵は海に開かれている素晴らしい土地である。これが再び大きく、新フェリー乗り場として完成したということは臼杵の将来を示すものと思っている。大分市、宮崎から鹿児島にかけて高速を通して四国に渡り、さらに関西に進む運送の拠点として大きな一歩を踏み出したと喜んでいる。臼杵と八幡浜の発展を心から祈念したい。」と県選出の国会議員から祝辞が述べられた。

続いて、国土交通省九州地方整備局の坂井功副局長が「大分県内の港湾で最も多いフェリー取扱貨物量を誇る臼杵港の重要性はさらに高まっている。本日、供用する岸壁は耐震岸壁として整備されている。そのためフェリー輸送を通じた地域の暮らしと経済活動を支え、大分県の経済成長に寄与するとともに、地域の防災機能の強化を通じて、皆様の安全・安心につながるものと考えている。」、大分県議会の嶋幸一議長が「臼杵港は本県全体の4割の運送量を占め、九州の東の玄関口の中核を担う港湾である。人口減少が進む中、県の経済を発展させるためには、人や物の流れを活性化する広域交通ネットワークを充実させることが必要であり、物流インフラの整備は主要な政策のひとつである。増加する貨物需要への対応、耐震強化岸壁による防災機能の向上など、ターミナルとしての機能が拡充されており、現在進められているⅡ期計画と合わせて地域の活性化に大いに期待されている。」、大分県議会の志村學議員が「(会場の出席者に後ろを振り返り向くよう促したのち) ご覧のとおり、大分県の18市町村のラッピングトラックが並んでいる。このラッピングトラックが集まっているのは、この臼杵港が東九州の玄関口の物流拠点であるという証しである。宇和島運輸フェリーとオレンジフェリーを利用していただき、物流の拠点として大いにこの港が発展するよう願っている。」と述べた。

続いて、出席した来賓の紹介が行われたのち、大分県臼杵土木事務所の藤内修一所長から、工事経過報告が行われた。

最後に、来賓15名によるくす玉開きが行われ、竣工式典は閉会した。

県ト協がラッピングトラックを展示

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は臼杵港新フェリーターミナル竣工式典に合わせ県内18市町村（大分市のラッピングトラックは直近の降雪の影響で出展を見合わせたため当日は17台）のラッピングトラックを並べて披露した。なかでも、地元である臼杵市のラッピングトラックは式典会場の横に配置された。

竣工式典の会場から道路を隔てた駐車場に並べられたラッピングトラックは、会場に向かう人達の注目を集め、1台ずつ順番にカメラに収める人もいた。

また、式典の途中には、志村学議員により、来場者にラッピングトラックの説明と、仲会長と中野建造副会長の紹介が行われた。

ラッピングトラックは毎日各地で運行されており、全てを1ヵ所に集めるのは大変であったが、それぞれの市町村のPR図柄が描かれたトラックが並んだ情景は圧巻であった。



臼杵市のラッピングトラック

駐車場にずらりと並べられたラッピングトラック



「物流改正法の施行についての説明会」を開催

（公社）大分県トラック協会（仲浩会長）と九州トラック協会（馬渡雅敏会長）は3月7日、大分市向原西の大分県トラック会館において、令和7年4月1日に施行される「物流改正法に関する説明会」を開催した。

説明会では、WEBを通じて九州各県のトラック協会と中継を結び、国土交通省の担当官から新たに施行される2つの法律の内容についての説明があった。

【新物効法の施行について】

国土交通省 物流・自動車局物流政策課 宇野拓夫氏

- ①荷主②物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課す。
- 上記①②のうち、一定規模以上の事業者^{※1}（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告を義務付け。

※1 運送事業者…保有車両台数150台以上

- 特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

【改正貨物自動車運送事業法の施行について】

国土交通省 物流自動車局 貨物流通事業課 課長補佐 松木拓氏

- 運送契約の締結等の際し、書面による交付等を義務付け。
（荷主と運送契約…相互の書面交付、利用運送を行うとき…委託先への書面交付）
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- 一定規模以上の事業者^{※2}に対し、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任及び国土交通大臣への届出を義務付け。

※2 前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者

令和6年度 防災セミナーを開催



石樽副会長



上岡講師

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は、3月10日（月）大分県トラック会館5階大会議室において、会員事業所及び近隣自治会等に対し、令和6年度防災セミナーを開催し、約50名が参加した。

テーマ：「異常気象に対する備え、心構え」

講師：気象予報士・防災士 上岡亜美様

【主なポイント】

。天気急変への注意！

急な雨の前触れ：雷の音が聞こえる、冷たい風を感じる、真っ黒な雲が接近。

朝、天気が良くても急変することがある。

。天気急変で起こること 急な大雨、雷、竜巻、ひょう。

川や低い場所から離れる、建物や車の中に避難、建物や車の中に避難、木や電柱から離れる。

。ゲリラ豪雨の仕組み

上空の冷たい空気と温かい空気により積乱雲が発生する。

大分市にも発生 午前中は晴れにもかかわらず、午後大分市で1時間46.5ミリの激しい雨。

。雨の降り方と強さ

1 時間 雨量	20 ミリ 以上	30 ミリ 以上	50 ミリ 以上
雨 の 強 さ	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨
車 へ の 影 響	ワイパーを早くしても見えづらい	高速でブレーキが効かない	車の運転は危険

。風の強さ

風速	10m/s以上	15m/s以上	20m/s以上	30m/s以上
車への影響	高速で横風にあおられる	高速で横風にあおられる感覚が大きくなる	通常の数値での運転が困難になる	走行中のトラックが横転する

。線状降水帯とは

①大量の暖かく湿った空気の流れ込みが続く、②山などで空気が上昇、③発達した雨雲が次々と発生、④上空の強い風で雨雲が線上に並ぶ。

予報が当たるかどうかよりも情報が出たら備えることが重要。

。大分の大雨の特徴1

梅雨の時期は西部中心。

前線が対馬海峡～九州北部付近 太平洋高気圧から暖かく湿った空気が南西風として流れ込む。

。大分の大雨の特徴2

夏～秋は南部中心

台風や低気圧が大分県の南部や西部にある場合。

。道路の冠水

冠水リスクがある場所は通らない。

例えば、アンダーパス（周辺より低い道路）、川沿いの道路、水田・水路の近く。

冠水が10cmではブレーキが効きにくい、30cmではエンジンが停止する恐れ、60cmではドアを開けるのが困難。

。大分で大雪になるパターン

日本海で雪雲が発達したとき（日本海寒帯気団収束帯） 北部・西部で大雪が降る。

冬型気圧配置のとき 関門海峡を通して雪雲が流れ込む 国東半島で大雪が降る。

。出たら一番危険な情報 大雨特別警報

数十年に一度の大雨となるおそれ大きいときに発表。

。正常化バイアス

危険かもしれない事態に陥っても自分は大丈夫、危険ではないと思いたい心理的な動き。

これを防ぐには、日頃からの防災意識が重要！。

【まとめ】

多発する自然災害を想定するために、防災セミナーを開催した。

内容は実践的なものが多く、本セミナーを通じて、自然災害の予測しうる環境とその備えを会員事業者及び近隣自治会等に提供できるセミナーであった。

令和7年(2025年)3月25日

広報とらぶく

春の全国交通安全運動

令和7年

4月6日(日)～15日(火)まで

JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

「トラック事業における総合安全プラン2025」では令和7年度までの目標を設定し、「飲酒運転の根絶」「追突事故の防止」「交差点事故の防止」を最重点推進項目として、トラック運送業界全体で安全運行の確保に積極的に取り組んでいます。

また、トラック運送業界における全国統一した交通事故防止活動のさらなる気運の醸成を図るため、4月10日(木)を「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」として取り組みます。

1 飲酒運転の根絶を目指して

～ 依然として後を絶たない飲酒運転事故 ～

令和7(2025)年の目標値：

死者数と重傷者数の合計970人以下／飲酒運転ゼロ



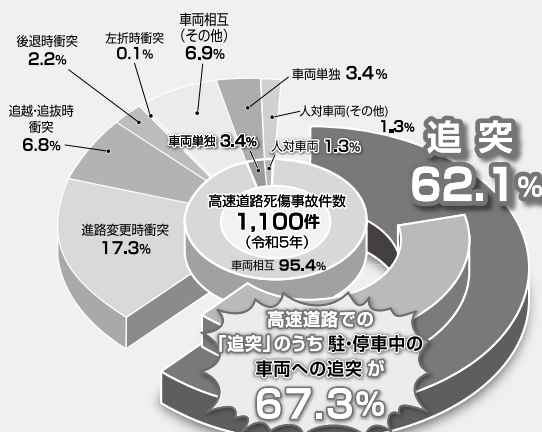
4月10日は事業用トラックの



2 追突・交差点事故ゼロを目指して

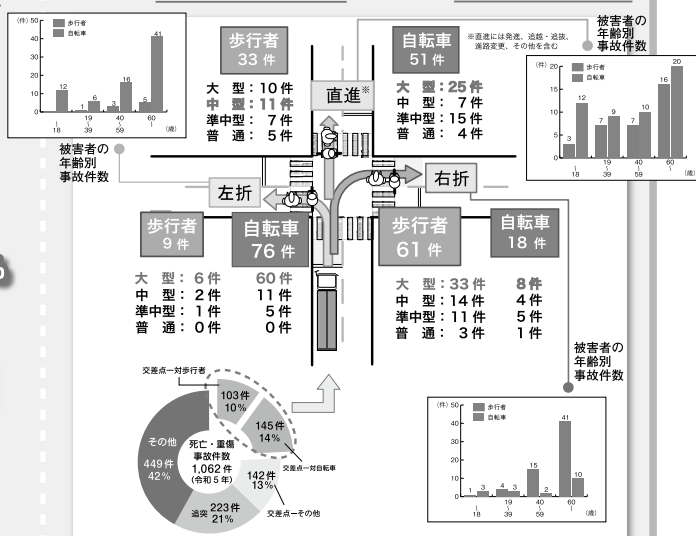
■高速道路における死傷事故件数の状況

高速道路での死傷事故の6割強は追突、
うち7割近くは駐・停車中の車両への追突



■交差点における死亡・重傷事故の状況

左折時の9割近くは対自転車、右折時では8割近くが対歩行者



街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和7年3月に実施された活動です。

3月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業社数	人 数	実施日
大 分 西	中 央	7:30 ～ 8:00	大分市 大分県トラック会館前	4 社	8 人	3 月19日
	中 央 西	7:30 ～ 8:00	大分市 新川交差点	5 社	5 人	3 月19日
	南	7:30 ～ 8:00		中 止		
大 分 東	大 分 東	11:30 ～ 12:00	大分市 乙津交差点前	10社	10人	3 月17日
別 杵	杵 築	7:30 ～ 8:00	杵築市 塩田交差点	3 社	9 人	3 月19日
県 北	中 津	7:45 ～ 8:15	中津市 田尻交差点	11社	20人	3 月19日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7:45 ～ 8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9 社	10人	3 月19日
西 部	玖 珠	7:30 ～ 8:00		中 止		
	日 田	7:30 ～ 8:00		中 止		
県 南	豊 肥	7:30 ～ 8:00	豊後大野市 道の駅きよかわ	1 社	4 人	3 月19日
	臼 津	11:00 ～ 11:30	津久見市 津久見幹部交番前	12社	13人	3 月21日
	佐 伯	7:30 ～ 8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	10社	11人	3 月19日

※ 3月31日現在、報告受理分のみ掲載

参加：65社、延べ90名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



豊肥分会



中央分会



佐伯分会



臼津分会

事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の 先行実施に関する取扱いについて

(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局より標記についての周知の
お願いがありましたのでお知らせします。

事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼については、国土交通省（運行管理高度化ワーキンググループ）において、現在制度化に向けて検討が進められており、先行実施要綱が示されているところでは、

今般、通達により令和7年3月31日までとされていた事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼における先行実施要綱の実施期間について、令和7年度の制度化に至るまでの猶予期間として令和7年12月31日まで延長される取扱いとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の先行実施に関する取扱いについて

「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」（令和6年7月10日付け国自貨第195号、国自安第27号、国自旅第120号）及び「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」（令和6年5月31日付け国自安第22号）（以下「先行実施要領」と総称する。）に基づいて行われている事業者間の遠隔点呼及び業務前自動点呼（以下単に「事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼」という。）については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

記

先行実施要領において、事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の実施期間は、令和7年3月31日までとしているところ、同日時点で先行実施要領に基づいてこれらを実施している自動車運送事業者については、当該実施期間は同年12月31日までと取り扱うものとする。

トラックに開設した不法無線局を摘発

九州総合通信局は、令和7年3月5日、薩摩川内市において、鹿児島県薩摩川内警察署と共同でトラックに開設された不法無線局の取締りを行い、1名を電波法違反容疑で摘発しました。

当局では電波利用秩序の維持を図るため、今後とも不法無線局の開設者に対して捜査機関の協力を得ながら厳格に対処してまいります。

【容疑の概要】

免許を受けずに不法市民ラジオの無線機を設置し、不法無線局を開設した容疑

- 開設していた無線局の種類、局数、不法市民ラジオ（C B）：1局
- 被疑者：阿久根市在住（職業：運転手）の男性（55歳）

【設置されていた無線機等】

別紙のとおり

【参考】

(1) 適用条文（抜粋）

- 電波法第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（一部略）

- 電波法第110条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設したとき。（一部略）

（第2号以下略）

(2) 不法無線局による障害・混信事例

- 不法市民ラジオ（C B）：パソコンや家電製品の誤動作、テレビ・ラジオの受信障害
- 不法パーソナル無線：携帯電話への混信
- 不法アマチュア無線：消防用、防災用無線局への混信（アマチュア無線用以外の周波数を発射している場合）

連絡先：電波監理部監視調査課 096-312-8261

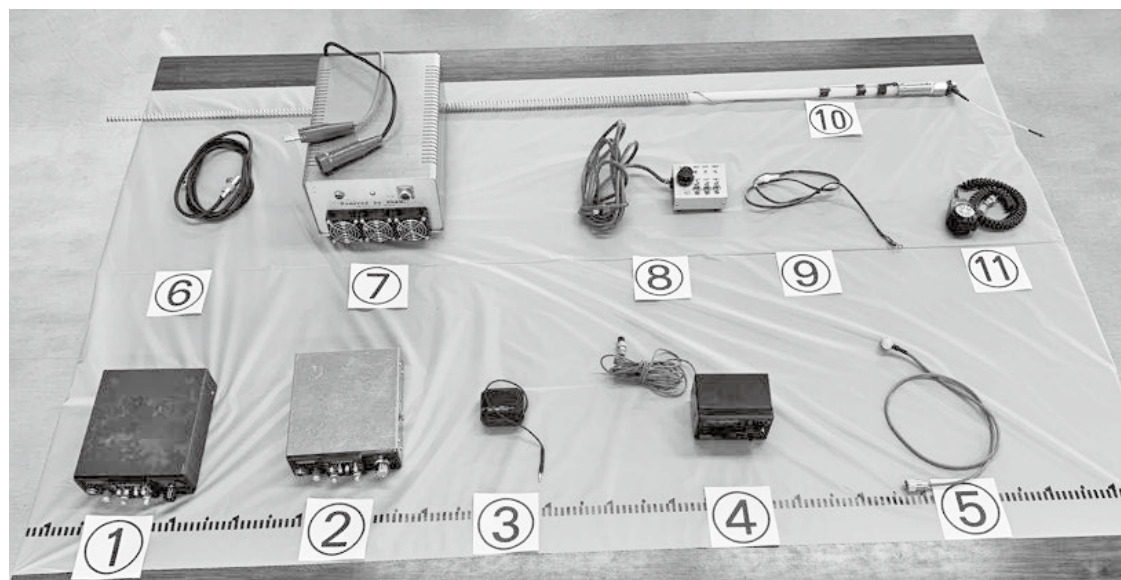
令和 7 年 3 月 5 日
薩摩川内市での共同取締りの状況

＜トラックに設置されていた不法ＣＢ無線＞

【設置状況】



【不法ＣＢ無線機器】



① ②無線機 ③外部スピーカー ④SWR計 ⑤ ⑥給電線 ⑦電力増幅器
⑧電力増幅器コントローラー ⑨電源線 ⑩アンテナ ⑪マイク

注) SWR計 :

給電線の定在波比を測定する機器 (無線機から送信された電波が、アンテナから
効率よく放射されているかを測定する機器)

ダンプカーに開設した不法無線局を摘発

九州総合通信局は、令和6年12月19日、福岡県粕屋警察署と共同で福岡県篠栗町において、ダンプカーに開設された不法無線局の取締りを行い、1名を電波法違反容疑で摘発しました。当該被疑者は、令和7年3月3日に同署より警察庁に送検されました。

当局では電波利用秩序の維持を図るため、今後とも不法無線局の開設者に対して捜査機関の協力を得ながら厳格に対処してまいります。

【容疑の概要】

免許を受けずに不法市民ラジオの無線機を設置し、不法無線局を開設した容疑

- 開設していた無線局の種類、局数、不法市民ラジオ（C B）：1局
- 被疑者：福岡県篠栗町在住（職業：自営業）の男性（77歳）

【設置されていた無線機等】

別紙のとおり

【参考】

(1) 適用条文（抜粋）

- 電波法第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（一部略）

- 電波法第110条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設したとき。（一部略）

（第2号以下略）

(2) 不法無線局による障害・混信事例

- 不法市民ラジオ（C B）：パソコンや家電製品の誤動作、テレビ・ラジオの受信障害
- 不法パーソナル無線：携帯電話への混信
- 不法アマチュア無線：消防用、防災用無線局への混信（アマチュア無線用以外の周波数を発射している場合）

連絡先：電波監理部監視調査課 096-312-8261

令和 6 年 12 月 19 日
福岡県篠栗町での共同取締りの状況

＜不法ＣＢ無線局を設置していた車両と無線機器＞

【車両】



【不法ＣＢ無線機器】



- ① 無線機 ② マイク ③ アンテナ（予備 2 本含む） ④ 給電線
⑤ 外部スピーカー ⑥ 電力増幅器 ⑦ SWR 計

注）SWR 計：

給電線の定在波比を測定する機器（無線機から送信された電波が、アンテナから効率よく放射されているかを測定する機器）

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する 令和7年度広報強化週間について

(公社) 全日本トラック協会を通じ、農林水産省消費・安全局長より標記についての周知のお願いがありましたのでお知らせします。

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫のまん延を防止するため、沖縄県、奄美大島、トカラ列島及び小笠原諸島から、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制しています。

この移動規制の実効性を確保するため、日頃から植物防疫（事務）所による広報活動を行っているところですが、令和7年度においても広報強化週間を設け、一層の周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員に対し、植物防疫法に基づく植物等の移動規制について改めて周知を徹底していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 実施時期

第1回 令和7年4月21日(月)～4月25日(金)

第2回 令和7年7月14日(月)～7月18日(金)

第3回 令和7年12月15日(月)～12月19日(金)

2. 主な広報活動の内容

- (1) 海空港におけるリーフレット等の配布
- (2) 海空港におけるポスターの提示、広報板の設置
- (3) 船機内、待合室等の乗客に対するアナウンス
- (4) 地方自治体、関係団体等へのポスター及びリーフレット等の配布
- (5) 地方自治体、関係団体等が発行する広報誌への掲載依頼
- (6) テレビ、新聞等マスメディアへの協力依頼
- (7) 移動規制対象地域における移動規制対象植物等の生産者へのリーフレット等の配布
- (8) 移動規制対象地域内の観光地（農作物販売所等）におけるリーフレット等の配布

主な持ち出せない植物



サツマイモ(紅イモなど)の生塊根



エンサイ(金魚草・ウンチーバー)の生株葉



サツマイモ(紅イモなど)の生塊根



ゲッキツ

まん延を警戒する病害虫



アリモドキソウムシ



イモソウムシ



ミカンケジラミ



カンキツグリーニング病(果実の緑化)



サツマイモノメイガ



アフリカマイマイ

詳しくは下記へお問い合わせください
(お電話・メール・お問い合わせフォーム・お問い合わせの受付時間)

成瀬植物防疫所	045-285-7135
名古瀬植物防疫所	052-659-1357
本戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2609
鹿児島支所	099-222-1046
高知支所★	099-752-0459
那覇植物防疫所★	098-868-1679
加那利空港防疫所	098-857-0054
平定支所	0980-72-2433
石垣支所	0980-82-2312
小笠原支所	04988-2-2102

移動規制の対象病害虫と対象地域



※1 久米島、津堅島ではアリモドキソウムシが根絶されました。沖縄本島などのアリモドキソウムシの発生地で生産されたり、発生地を経由しサツマイモは、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。

植物検疫のおしらせ

沖縄県・奄美群島・
トカラ列島・小笠原諸島から
サツマイモ・エンサイなどの
植物は持ち出しが規制されています。

病害虫のまん延防止にご協力ください。

お土産には
アフリカマイマイ
アフリカマイマイ

連絡先
電話 098-868-1679
FAX 098-868-1679
Eメール okinawa@pref.go.jp
http://www.okinawa-pref.go.jp

農林水産省
植物防疫所

病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします



移動規制
について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、沖永良部島、与論島にはカンキツ類に被害を与える病気が発生しています。これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物等は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制(下の表)されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域	持ち出せないもの		持ち出しができる場合もあります
	植物の例	病害虫	
沖縄県全域※1	サツマイモ(紅イモなど) エンサイ(金魚草・ウンチーバー) アサガオ、グンバイヒルガオ モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ などの生葉および地下部	アリモドキソウムシ イモソウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※6	■サツマイモの生塊根 蒸熱処理(数日必要)を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出すことができます。詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。なお、現在小笠原諸島には蒸熱処理施設がありません。
奄美群島 トカラ列島※2 小笠原諸島※4	サツマイモ(紅イモなど) エンサイ(金魚草・ウンチーバー) アサガオ、グンバイヒルガオ モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ などの生葉および地下部	アリモドキソウムシ イモソウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※6	■カンキツ類の苗木、樅木、生葉 検査(1年以上必要)を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。
奄美群島の一部※2 (沖永良部島 与論島)	カンキツ類、ゲッキツ オオバグキツ(カレーリーフ) イチジク、サルカクミカン ワンビ などの生植物※5	カンキツグリーニング病 ミカンケジラミ	■イチジク、ゲッキツ、オオバグキツ、 (カレーリーフ)などの苗木、樅木、生葉 検査を受け、ミカンケジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。 乾燥した葉は検査を受けずに持ち出せます。

※1 久米島、津堅島ではアリモドキソウムシが根絶されました。沖縄本島などのアリモドキソウムシの発生地で生産されたり、発生地を経由しサツマイモは、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。

※2 カンキツグリーニング病及びミカンケジラミの対象植物については、「沖縄県全域」及び「奄美群島の一部」の間でも相互に持ち込みが規制されています。

※3 トカラ列島では、アフリカマイマイは発生していません。イモソウムシは、トカラ列島のうち宝島でのみ発生しています。

※4 小笠原諸島ではサツマイモノメイガは発生していません。

※5 生植物とは、苗木・樅木・生葉を指し、種子・生果実・乾燥した植物(乾燥葉など)は除きます(葉や茎(枝)の付いた生果実は持ち出せませんのでご注意ください)。

※6 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。

陸災防だより

令和7年度 講習案内

当支部では、20年以上もの間、価格の維持に努めてまいりましたが、昨今の物価高騰により、誠に遺憾ながら受講料を見直すこととなりました。つきましては、以下のとおり、受講料を改定させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

※各々定員になり次第締め切ります

◎交通労働災害防止担当管理者 (定員20名)

5月15日(木)

◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)

5月26日(月)・27日(火)

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

8月21日(木)・22日(金)

10月7日(火)・8日(水)

1月26日(月)・27日(火)

◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)

6月27日(金)

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)

9月5日(金)

◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)

5月24日(土)

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	11,000円	無料
積卸し作業指揮者		8,800円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	6,600円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部(リクサイボウオオイタケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部
(支部長 石樽 誠二)

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。

デジカメ 不可
カラーコピー 不可

写真1枚

(貼らないこと)

受 講 年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交 付	番 号	第 号
生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	年月日	令和 年 月 日
現 住 所	〒 [][][] [][][][]		TEL・携帯	— —
			FAX	— —
			アドレス	@
勤 務 先	所在地	〒 [][][] [][][][]		TEL
				FAX
				アドレス
	フリガナ 名 称	※ 事業主 証 明	昭和・平成・令和 年 月から 昭和・平成・令和 年 月まで 経験 年 ケ月 (印)	

下欄に、講習の一部免除を証明する資格証明書等を添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	技能講習修了証(写)
ここに 「運転免許証の写し」 を貼って下さい。	【必要書類】 ①写真1枚（貼らずにクリップ等で添付） ②運転免許証のコピー ※裏面に変更がある場合は裏面の写しも必要 ③本籍地確認書類（住民票原本） 【注意事項】 ①記入・押印漏れのないようお願いします。 ※フリガナ、申込者氏名等

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
- 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
- （ 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 ）

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※ 照 合	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代		合計	円

大分産業機械技能教習所だより

(一社)大分産業機械技能教習所 理事長 中野健造

【令和7年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別			講習内容		講習料		講習実施月日		
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	5月	6月	
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科(学科・実技)	5日	25H	108,900	4,565		23日～27日	
		実技のみ	4日	9H	99,300			23日～26日	
	整地・運搬等 登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	12日～13日	2日～3日 30日～7/1日	
		建設機械施行管理技士1級 (トラクター系又はショベル系以外)又は2級第4種から第6種合格者	2日	10H	47,300	1,430			
		車両系(解体)技能講習所持者	2日	6H	45,500	1,430			
		全科(学科・実技)	6日	38H	95,500	1,430	14日～16日と 19日～21日 22日～23日と 26日～29日	4日～6日と 9日～11日 17日～20日と 23日～24日	
	解体用 登録大分4-02	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	23日	2日	
		建設機械施行管理技士1級(ショベル系)又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793			
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793			
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	7日～8日 19日～20日 27日～28日	9日～10日 25日～26日	
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	7日～9日 19日～21日 27日～29日	9日～11日 25日～27日	
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134			
	小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,375	7日～9日	12日～13日と 16日 18日～20日 30日～7/2日	
		免除なし	3日	20H	46,200	1,375			
	玉掛け 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	14日～16日 28日～30日	4日～6日 11日～13日 18日～20日 25日～27日	
		免除なし	3日	19H	25,300	1,705			
	フォークリフト 登録大分4-05	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	18,200	1,650	12日と16日	2日と6日 30日と7/4日	
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	1班	2日と 7日～9日 12日～15日 19日～22日	2日～5日 9日～12日 17日～20日 24日～27日 30日～7/3日
							土・日		21日～22日 28日～29日
		普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650		23日～27日	
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	12,100	1,705	12日～13日	9日～10日 23日～24日 30日～7/1日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	13,400	1,375		16日～17日	
	ローラー(制限なし)		2日	10H	13,400	1,551	26日～27日		
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	13,400	1,650		13日と16日	
	テールゲートリフター		1日	6H	11,200	957	14日	18日	
	職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	13,400	1,650	12日～13日 22日～23日	2日～3日 16日～17日 23日～24日	
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,400	1,540		12日	



お知らせ

開業日について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和7年度 開業日カレンダー ◇

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

（注：各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております）

独立行政法人 自動車事故対策機構

大 分 支 所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

2025 年度（令和 7 年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について

独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）

大分支所長

1. 開催日 ※旅客・貨物両業態を掲載しています。業態を間違えて予約しないようご注意ください。

【対面方式】

地 区	開 催 日	業 態	会 場 名
	年 月 日		
大 分	2025 年 6 月 24 日（火） ～ 6 月 26 日（木）	貨物	大分県教育会館 多目的ホール 大分市大字下郡 496-38
	2025 年 12 月 16 日（火） ～ 12 月 18 日（木）	貨物	第 1 駐車場は停められません。 階段下の第 2 駐車場に車を停めて下さい。

※3 日間全ての出席+3 日目の試問で一定基準に達した方に修了証書等の交付を行います。

※上記の対面方式で行うもののほかに、旅客については動画視聴方式での開催も予定しており、別途ご案内申し上げます。

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、講習中止又は延期となります。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいますようお願いします。

2. 受講手数料

1 人 8,900 円（税込） 講習初日の受付時にお支払いください。

3. 受講対象者

- （1）運行管理に関する実務経験が 1 年未満の方で、運行管理者試験の受験資格を得たい方
- （2）運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）として選任される予定の方
- （3）基礎講習を受講していない運行管理者であって、平成 24 年 4 月 16 日以降に当該事業者で初めて運行管理者として選任された方
- （4）その他受講を希望される方

4. 当日の受付時間と講習時間

受付時間	講習時間
初日の 8 : 50 ~ 10 : 00 の間	初日 10 : 00 ~ 16 : 15
	2 日目 10 : 00 ~ 17 : 00
	3 日目 10 : 00 ~ 16 : 30

- （1）受付は混み合うことがございますので、早めに手続きをお願いします。

(2) 講習参加について、体調不良等が見られる場合は受講のとりやめを要請することがありますのであらかじめご了承ください。

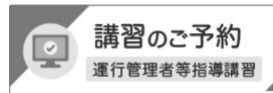
※マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としておりますので、ご理解のほどお願いします。

(3) 定期的に休み時間を取り、また12:00頃から1時間は昼休みとなります。

5. 予約方法【①又は②】

① ナスバホームページから

(<https://www.nasva.go.jp/>)



をクリックして、

インターネット予約システムにてご予約ください。

申込後は、「予約確認書」をプリントアウトし、受講当日受付にご提出ください。

② インターネット環境が無い場合のみ、大分支所へご連絡ください(097-558-3155)。

(注意) 予約受付は先着順で、定員になり次第締切となります。受講漏れの無いよう、早めに受講予約をお願いします。

【ご注意下さい】

運行管理者試験の申込など、運行管理者試験に関する事項につきましては、運営元である運行管理者試験センターにお問合せください。

NECO

財団
法人

運行管理者試験センター

ホームページ <https://www.unkan.or.jp>

[受験申請手続き等に関するお問合せ先]

(公財)運行管理者試験センター 試験事務センター

自動音声サービス TEL: 03-6635-9400(平日9時~17時はオペレータ対応有)

6. 携行品 ※ 講習用教材等は、当日会場にて配付します。

(1) 写真付きの本人確認書面（運転免許証等）

※本人確認ができない場合は受講できません。

(2) 筆記用具（なお、付箋紙等を準備されると便利です）

(3) インターネット予約確認書 又は基礎講習受講予約申込書

(4) テキスト持帰り用手提袋

●お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 大分支所

〒870-0905 大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館 3 階

TEL 097-558-3155 FAX 097-558-3156

2025 年度（令和 7 年度）運行管理者等《一般講習》の開催について

独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）

大分支所長

1. 開催日

※旅客・貨物両業態を掲載しています。業態を間違えて予約しないようご注意ください。

【対面方式】

地 区	開 催 日		業 態	会 場 名
	年 月	日		
大 分	2025 年 11 月	13 日（木）	貨物	大分県教育会館 多目的ホール 大分市大字下郡 496-38 第 1 駐車場は停められません。 階段下の第 2 駐車場に 車を停めて下さい。
		14 日（金）	貨物	
	2026 年 2 月	19 日（木）	貨物	
		20 日（金）	旅客	
宇 佐	2025 年 10 月	2 日（木）	貨物	宇佐市勤労者総合福祉センター 多目的ホール（さんさん館） 宇佐市大字四日市 391-10 駐車場が少ないため乗り合わせ をお願いします。
		3 日（金）	旅客	

※ナスバ大分支所に来所して受講いただく動画視聴形式の講習も、6 月以降に随時開催・実施してまいります。

（動画視聴形式とは、講師資格者の下、事前に収録した動画を視聴いただき講義とする形式です。）

※日程は随時追加させていくことがあります。NASVA ホームページのインターネット予約システムにてご確認ください。

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、講習中止又は延期となります。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいますようお願いいたします。

2. 受講手数料

1 人 3,200 円(税込) 当日、会場でお支払いください。釣り銭のないようにご協力願います。

※大分県トラック協会会員等（交付金対象事業者）の方は、協会から一括して支払われますので不要です。

（貨物受講のみ）

※大分県バス協会会員等（交付金対象事業者）の方は、協会から一括して支払われますので不要です。

（旅客受講のみ）

3. 受講対象者

（1）運輸支局に運行管理者の選任届出をしている次のいずれかに該当する方

① 2024 年度（令和 6 年度）中に一般講習又は基礎講習を受講していない方

② 2025 年度（令和 7 年度）中に新たに運輸支局に選任届出をした方

※過去に基礎講習を受講していない方は基礎講習の方を受講してください。

③ 2024 年度（令和 6 年度）中に次の事由が発生した営業所に選任されている全ての運行管理者（2 年度連続で一般講習を受講する必要があります。）

・死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所

- ・法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反し、行政処分を受けた営業所
- (2) その他、受講を希望される方（運行管理の補助者に選任されている方、等）

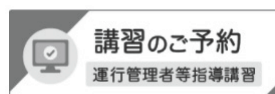
4. 当日の受付時間と講習時間（※動画視聴形式の講習は時間が異なります。予約時ご注意ください）

受付時間	講習時間
大分：8：50～10：00	10：00～16：15（1時間の昼休憩あり）
宇佐：9：00～10：00	10：00～16：15（1時間の昼休憩あり）

- (1) 受付は混み合うことがございますので、早めに手続きをお願いします。
- (2) 講習参加について、体調不良等が見られる場合は受講のとりやめを要請することがありますのであらかじめご了承ください。
※マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としておりますので、ご理解のほどお願いします。

5. 予約方法【①又は②】

- ① NASVA ホームページから
(<https://www.nasva.go.jp/>)



をクリックして、

インターネット予約システムにてご予約ください。

申込後は、「**予約確認書**」をプリントアウトし、受講当日受付にご提出ください。

- ② インターネット環境が無い場合のみ、大分支所へご連絡ください(097-558-3155)。
(注意) 予約受付は先着順で、定員になり次第締切となります。
受講漏れの無いよう、早めに受講予約をお願いします。

6. 携行品 ※ 講習用教材等は、当日会場にて配付します。

- (1) 写真付きの本人確認書面（運転免許証等）
※本人確認ができない場合は受講できません。
- (2) インターネット予約確認書 又は一般講習受講予約申込書
- (3) 筆記用具
- (4) テキスト持帰り用手提袋

●お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 大分支所
〒870-0905 大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館 3 階
TEL 097-558-3155 FAX 097-558-3156

2025 年度（令和7年度）運行管理者等《一般講習・動画視聴方式》の開催について

独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）
大分支所長

当機構では、講師資格者の下、会場にて事前に収録した動画を視聴いただき講義とする《動画視聴方式》の運行管理者等指導講習を以下のとおり行ってまいります。

1. 受講手数料

1人 3,200円(税込)当日、会場でお支払いください。釣り銭のないようにご協力願います。

※大分県トラック協会会員等（交付金対象事業者）の方は、協会から一括して支払われますので不要です。
（貨物受講のみ）

※大分県バス協会会員等（交付金対象事業者）の方は、協会から一括して支払われますので不要です。
（旅客受講のみ）

2. 受講対象者

（1）運輸支局に運行管理者の選任届出をしている次のいずれかに該当する方

- ① 2024 年度（令和 6 年度）中に一般講習又は基礎講習を受講していない方
- ② 2025 年度（令和 7 年度）中に新たに運輸支局に選任届出をした方
※過去に基礎講習を受講していない方は基礎講習の方を受講してください。
- ③ 2024 年度（令和 6 年度）中に次の事由が発生した営業所に選任されている全ての運行管理者（2 年度連続で一般講習を受講する必要があります。）
 - ・死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所
 - ・法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反し、行政処分を受けた営業所

（2）その他、受講を希望される方（運行管理の補助者に選任されている方、等）

3. 開催日

※旅客・貨物両業態を掲載しています。業態を間違えて予約しないようご注意ください。

【動画視聴方式】

会場：自動車事故対策機構大分支所 事務所等（旅客・貨物共通）

（住所：大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館 3 階）

※駐車場が少ないため、乗り合わせ、または公共交通機関のご利用をお願いします。

大分産業機械技能教習所のコインパーキングもご利用いただけます。駐車券を受付にお持ち下さい。

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、講習中止又は延期となります。

※インターネット予約システムで各講習の空き状況等を確認しながら予約して下さい。

業 態	開 催 日	
旅 客	2025 年 6 月 12 日(木)	2025 年 12 月 4 日(木)
	2025 年 7 月 24 日(木)	2026 年 1 月 15 日(木)
	2025 年 8 月 7 日(木)	2026 年 3 月 5 日(木)
	2025 年 9 月 11 日(木)	

業態	開催日	
貨物	2025年6月5日(木)	2025年10月23日(木)
	2025年7月3日(木)	2025年11月27日(木)
	2025年7月10日(木)	2025年12月11日(木)
	2025年7月31日(木)	2026年1月22日(木)
	2025年8月14日(木)	2026年1月29日(木)
	2025年8月21日(木)	2026年2月26日(木)
	2025年9月25日(木)	2026年3月12日(木)
	2025年10月9日(木)	

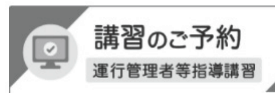
4. 当日の受付時間と講習時間(※対面形式の講習と時間が異なります。予約時ご注意ください)

受付時間	講習時間
9:15~9:45	9:45~16:15

- (1) 受付は混み合うことがございますので、早めに手続きをお願いします。
- (2) 講習参加について、体調不良等が見られる場合は受講のとりやめを要請することがありますのであらかじめご了承ください。
※マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としておりますので、ご理解のほどお願いします。
- (3) 定期的に休み時間を取り、また12:00前後より1時間は昼休みとなります。

5. 予約方法【①又は②】

- ① ナスバホームページから
(<https://www.nasva.go.jp/>)



をクリックして、

インターネット予約システムにてご予約ください。

申込後は、「予約確認書」をプリントアウトし、受講当日受付にご提出ください。

- ② インターネット環境が無い場合のみ、大分支所へご連絡ください(097-558-3155)。

(注意) 予約受付は先着順で、定員になり次第締切となります。
受講漏れのないよう、早めに受講予約をお願いします。

6. 携行品 ※ 講習用教材等は、当日会場にて配付します。

- (1) 写真付きの本人確認書面(運転免許証等)
※本人確認ができない場合は受講できません。
- (2) インターネット予約確認書 又は一般講習受講予約申込書
- (3) 筆記用具
- (4) テキスト持帰り用手提袋

●お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 大分支所
〒870-0905 大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館 3 階
TEL 097-558-3155 FAX 097-558-3156

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会 社 名 入会年月日	代表者名	種別	営 業 所 の 位 置	車 両 数					T E L F A X
				普	小	被	霊	計	
かぶしがいしゃ わいすどれーでいんぐ おおいたえいぎょうしよ 株式会社 Y S トレーディング大分営業所 令和 7 年 2 月 25 日	さとう としひさ 佐藤 俊尚	霊柩	大分市下郡東 1 - 8 - 5				12	12	097 - 568 - 3384 097 - 578 - 7659
かぶしがいしゃ かいそ 株式会社 K A I S O 令和 7 年 3 月 7 日	さくらい よしひろ 櫻井 義浩	一般	大分市政所 2 丁目 2 番 16 号	1	4			5	097 - 593 - 5572 097 - 593 - 5591

会員名簿訂正方をお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
4	(株)セルモ大分営業所		営業所の廃止
13	(株)セルモ森町営業所		営業所の廃止
22	(株)セルモ別府営業所		営業所の廃止

燃 料 情 報

令和 7 年 2 月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
ス タ ン ド 平 均	159.0	123.3	135.4
ロ ー リ ー 平 均	129.6	117.7	121.9
カ ー ド 平 均	149.8	124.5	131.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
E N E O S	9	32.1
出 光	5	17.9
昭 和 シ ェ ル	1	3.6
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	21.4
そ の 他	7	25.0
合 計	28	100.0

月		24年 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	25年 1	2
区分	大 分	128.2	130.2	130.2	129.4	127.9	128.5	129.3	129.9	130.1	130.2	135.0	135.4
	全 国	124.2	125.5	125.8	125.7	124.7	124.1	124.4	126.0	125.4	127.3	130.2	131.8
ローリー 平 均	大 分	116.0	116.6	115.9	117.1	115.2	114.9	114.5	114.7	115.0	115.9	120.1	121.9
	全 国	114.7	115.8	115.5	116.1	115.3	113.4	114.2	114.9	114.7	118.3	120.6	121.4
カ ー ド 平 均	大 分	124.9	124.9	121.4	122.3	125.4	123.4	124.5	123.7	119.6	123.5	129.2	131.5
	全 国	124.2	125.3	124.3	125.7	125.2	123.2	124.4	125.6	124.6	126.6	130.1	131.2

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和7年2月)

令和7年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和7年2月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

給 油 別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
価 格	132.57	122.01	133.01

令和7年2月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	131.61	121.99	135.64
出光昭和シェル	138.01	122.06	131.83
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	128.00	117.70	135.90
そ の 他	124.65	122.31	131.20

令和7年2月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	133.22	122.13	134.93
30～50キロリットル未満		122.63	123.47
50～100キロリットル未満	121.49	120.71	121.20
100キロリットル以上		121.27	122.47

令和7年2月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	134.99	125.05	134.20
30～60日 未 満	129.82	121.81	133.01
60 日 以 上	137.71	120.38	121.20

軽 油 価 格 推 移 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令 和 6 年 10 月	126.22	115.62	129.34
令 和 6 年 11 月	125.65	115.56	127.89
令 和 6 年 12 月	126.59	116.97	129.18
令 和 7 年 1 月	131.94	121.18	132.32
令 和 7 年 2 月	132.57	122.01	133.01

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（4月16日～5月15日）

日	曜	行 事
16	水	令和7年度新規採用職員研修・意見交換会（13:30 全ト協ホール）
17	木	令和7年度新規採用職員研修・意見交換会（8:50 全ト協ホール） 物流改正法に関する説明会（14:00 大分県トラック会館）
18	金	令和7年度新規採用職員研修・意見交換会（8:50 全ト協ホール） 令和7年度 第1回総務・支部長・幹事長合同会議（16:30 ホテル日航オアシスタワー）
19	土	第71回 自民党大分県連年次大会（10:30 J:COMホルトホール大分）
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	自衛隊向け運送業運転体験会&合同説明会（9:30 別府市公設地方即売市場、13:00 別府交通センター） 令和7年度 第1回適正化事業指導員全国研修「初級研修」（13:00 全ト協ホール） （公社）全日本トラック協会 重量部会「常任委員会」（13:30 全日本トラック協会）
24	木	令和7年度 第1回適正化事業指導員全国研修「初級研修」（9:00 全ト協ホール） 総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	昭和の日
30	水	
5/1	木	
2	金	
3	土	憲法記念日
4	日	みどりの日
5	月	こどもの日
6	火	振替休日
7	水	
8	木	正副会長会（13:30 大分県トラック会館） 第1回 定時理事会（15:00 大分県トラック会館） 令和7年度 九州地区道路利用者会議定時総会（16:00 ホテルグランデはがくれ）
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	
14	水	
15	木	令和7年度 九州各県運輸青年部会長会議及び九州地区運輸青年部連絡協議会第1回役員会（17:00 ガーデンテラス佐賀 ホテル&リゾート）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1 冊	176	
5	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,595	
10	点検整備記録簿	1 冊	396	
11	車両管理台帳	1 冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1 冊	990	
14	運行管理者届	1 枚	77	
15	整備管理者届	1 枚	77	
16	運行管理規程	1 冊	264	
17	整備管理規程	1 冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1 箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1 箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1 箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1 箱	660	
22	運送約款 (掲示用)	1 枚	132	
23	運送約款 (冊子)	1 冊	198	
24	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	627	

ご住所 (〒)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

4月10日(木)は 「交通事故死ゼロ を目指す日」です

みんなで守って
交通事故を
ゼロにしよう



1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

安全で安心な交通環境の実現

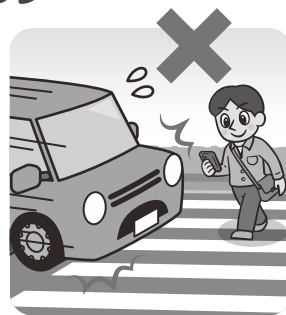
- 地域全体で通学道路・生活道路における見守り活動や家庭での交通安全に関する話し合いを活発にして、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。
- 生活道路では、時速30キロ規制やスムーズ横断歩道*などを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を進めています。

*スムーズ横断歩道とは…速度抑制効果の高い路面を盛り上げた「ハンプ」を組み合わせた横断歩道



歩行者も交通ルールを守ろう

- 横断時の「歩きスマホ」はとても危険です。歩行中はスマホ操作をやめ、周囲の状況に注意を払いましょう。
- 新学期が始まる春、こどもの飛び出しによる交通事故が多発傾向です。道路を横断するときには、必ず止まり、右、左、右をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。



2. 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶

- 運転中に横断歩道に近づいたら減速をして、歩行者がいれば一時停止するなど、歩行者優先意識を徹底しましょう。
- 運転中のスマホなどの操作は、注意が散漫になり判断力や反射能力を低下させます。運転だけに集中して、周囲をよく観察しましょう。



シートベルト・チャイルドシートは体格に合わせて

- シートベルトとチャイルドシートは体格に合わせ、正しい姿勢で使用しましょう。
- 6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長*などの体格に合わせましょう。
- ベルトは首や腹部に掛からないようにし、腰をしっかりと固定させましょう。

*日本自動車工業会や日本自動車連盟においては、身長150cm未満を目安として推奨



3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守の徹底

ヘルメットは命を守ります

- 自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)で走行中、万が一、交通事故に遭遇しても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死亡リスクを大幅に軽減させることができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを再確認

- 自転車や特定小型原動機付自転車にも交通ルールが定められています。
- 2024年11月1日には、自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に対する罰則」が創設されています。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加しています。
- 最新の交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

春の全国交通安全運動

〔運動期間〕令和7年4月6日(日)~4月15日(火)

交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

こどもを始めとする
歩行者が
安全に通行できる
道路交通環境の確保と
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と
ながら運転等の根絶や
シートベルト・
チャイルドシートの
適切な使用の促進

自転車・
特定小型原動機付自転車
利用時の
ヘルメット着用と
交通ルールの遵守の徹底



4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」
春の全国交通安全運動

【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト

